



/// I N D E X ///

- 1・2016年1月前半の安全管理ごよみ
- 2・安全管理法律相談～交通事故で後遺障害が残りました
- 3・交通事故の裁判事例～車体後部に接触した自転車との事故で過失を認めず
- 4・今日の朝礼話題～バック時には低い場所にも十分な注意を
- 5・【新発売】自己診断テスト「危険な運転習慣をチェックしよう」
- 6・【在庫希少】「2017トラック運行管理者手帳」



★1月前半の安全管理ごよみ

- ◆1日（日）
— 元日
- ◆2日（月）
— 振替休日
- ◆9日（月）
— 成人の日
- ◆10日（火）
— 110番の日
- ◆～10日（火）
— 年末年始の輸送等に関する安全総点検（2016年12月15日から）
- ◆～15日（日）
— 年末年始無災害運動（2016年12月15日から）

※詳しくはシンク出版のWEBサイト「今月の運転管理」で紹介しています。

【今月の運転管理↓】

<http://www.think-sp.com/2016/12/12/kongetsu-untankenri-jan-2017/>

==★★PR★★==
 ドライバーやフォークリフトオペレーターの安全指導に悩んでいませんか？
 ==

ドライブレコーダーは、事故を起こしてから活用するのではなく、事故を防止するためのツールとして活用することが大切です。

タカラ物流システムの「安全運転サポートシステム」は、ドライブレコーダーの映像を活用して「見えない危険」を「見える安全」に変換し、事故を防止す

るサービスです。

日々の運行の実際の映像を分析することで、危険なドライバーやフォークリフトオペレーターを早期に発見でき指導に役立てることができます。

オプションで、教習所の指導者による診断や、診断後の指導も用意しています。

【詳しくはこちら↓】

<http://www.tbr-gazosindan.com/>

(タカラ物流システム(株)のサービス紹介ページに移動します)

■安全管理法律相談

こちらのコーナーでは、WILL法律事務所の清水伸賢弁護士が安全管理上、知っておかなければならない法律知識の解説や、交通事故の裁判例の紹介を交えながら、運転管理の疑問、質問に答えます。

第44回 「交通事故で後遺障害が残りました」

【質問】

弊社の従業員が歩行中に事故にあい後遺障害が残りました。相手方の保険会社からは休業損害等をはじめとした慰謝料を支払うと言われているようですが、後遺障害が認定された場合、どのような損害金と慰謝料を請求することができるのでしょうか？

【回答】

交通事故で傷害を負った場合、治療を継続してもこれ以上状態が変わらず、機能障害や神経症状などの症状や障害が残ることがあります。いわゆる後遺症といわれるものですが、後遺症のうち、将来的にも元の状態に戻らないと見込まれ、労働能力の喪失を伴う症状があるものは後遺障害といわれます。

【続きを読む↓】

<http://www.think-sp.com/2016/12/15/tw-houritsu-43-kouisyougai/>

■交通事故の裁判事例

今回は、歩道から車道に出てきた自転車とセミトレーラーが接触した事故で、トレーラーの責任を認めなかった事例を取り上げます。

『ふらつきで車道に出てきた自転車との接触でトレーラーの過失を認めず』

【事故の状況】

平成23年8月1日午後0時49分頃、Aは千葉県舟橋市の片側1車線道路

で、セミトレーラーを運転して走行していたところ、前方の歩道を走行していた自転車B（事故当時15歳）が車道に出てきて、セミトレーラーの後部に接触・転倒して死亡しました。

Aらは損害賠償責任を問われましたが、事故は運転席から7m後方で起きており、Bはふらついて車道に出てきたものであるから、過失はないと主張しました。

これに対し、裁判所は次のように述べて、Aの責任を認めませんでした。

【裁判所の判断】

「Bらは、車道外側線と歩道との間は車道ではなく、Aが道路交通法第17条1項（車両の車道通行義務）に違反すると主張するが、事故現場の車道と歩道は縁石線により区切られていると認められる」

「よって、車道外側線と歩道の間も道路交通法上の車道と認められるから、Aが車道外側線のなかを走行していたとしても、道路交通法第17条1項（車両の車道通行義務）に違反したとは認められない」

「道路状況やA車の状態や制限速度を超えずに車道内を走行していたことを総合すれば、Bが事故当時15歳であったこと、すれ違う前にふらついていたこと、歩道が狭く車道に通じる部分が傾斜していることを踏まえても、Bが車道に入って車体の後方に接触することを予見できたとは言えない」

「したがって、かかる事故を予見してA車を中央線側に寄せたり、停止または徐行させる義務があったとは認められない」
として、Aの過失を認めませんでした。

（東京地裁 平成26年8月22日判決）

■今日の朝礼話題

『バック時には低い場所にも十分な注意を』

皆さんは、バック時に後方を確認するとき、路面の上など低い場所にも十分に気をつけていますか。

バックミラーを見て、「車はいないし人は立っていない」と思ったら、すぐバックを始める人が多いのではないのでしょうか？

大抵は事故になりませんが、まれに地面に寝ていた人をひくなど、大変なことになる場合があります。

【続きを読む↓】

<http://www.think-sp.com/2016/12/15/tw-back-hikuibasyo/>

シンク出版WEBサイトでは、朝礼時や会報作成時に参考にさせていただける「今日の朝礼話題」を毎日（弊社営業日）更新しています。

（情報のご利用につきましては、以下「当サイトのご利用について」をご確認ください↓）

<http://www.think-sp.com/about/>

■【新発売】自己診断テスト「危険な運転習慣をチェックしよう」

※仕様 A4判／4ページ（複写式）／カラー刷

※価格 500円（5冊1セット）＋税（送料実費）

運転経験を重ねていくと、その経験を活かした安全運転ができるようになります。一方で、その運転経験が邪魔をして、交通事故の原因となるような悪い運転習慣を生むこともあります。

本テストは日頃の運転を振り返り、48の質問に「ハイ」「イエエ」で答えていただくと、どのような運転場面で安全運転を妨げる危険な運転習慣や、悪い癖がついているかを診断することができます。

10分程度でセルフチェックしていただけますので、講習会などでもご利用いただくことができます。

【詳しくはこちら↓】

<https://goo.gl/t3WId0>

■【在庫希少】手帳「2017トラック運行管理者手帳」

※仕様 A6判／222ページ／表紙ビニールレザー／本文2色刷

※価格 1,200円＋税

ご好評いただいております「運行管理者・配車担当者手帳」を2017年版より「トラック運行管理者手帳」としてリニューアルいたしました。

運行管理者として知っておきたい最新の法改正などを「法令編」「知識編」「データ編」にまとめていますので、煩雑になりがちな運行管理関係の法令知識を手元で確認していただくことができる便利な手帳です。

スケジュール欄が充実しており、日々の運行管理に役立つ手帳となっております。

※なお「2017バス運行管理者手帳」につきましては、在庫があと僅か（7部
—12月16日現在）です。ご購入の方はお急ぎください。

【詳しくはこちら】

<http://2014unkoukanr diary. jimdo. com/>

【事故防止メルマガ「Think」のバックナンバーはこちら↓】

<http://goo. gl/5G5iL>

本メールマガジンは、名刺交換をさせていただいた方々にも送信させていただ
いております。今後、メールマガジンの購読を希望されない場合は、お手数で
すが下記アドレスまでご連絡をいただきますようお願いいたします。

（平成28年12月16日送信）

※本メールは「MSゴシック」などの等幅フォントで最適に表示されます。

■ □ ————— □ ■

～人と車の安全な移動をデザインする～
シンク出版株式会社

大阪市北区天神橋1-7-15ビアリッツ天神橋501

TEL 06-6809-1989

FAX 06-6809-1984

Eメール mail@think-sp.com

URL <http://www.think-sp.com/>

■ □ ————— □ ■